

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成27年6月9日
開会時刻	午後1時45分
閉会時刻	午後2時58分
出席委員名	◎浜口 和久 ○世古 明 上村 和生 北村 勝
	辻 孝記 山根 隆司 杉村 定男 山本 正一
	宿 典泰
	小山 敏議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中田 隆人
協議案件	空家等の対策その後の経過について
	伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について
	行財政改革指針取組項目の平成26年度実施結果について
	プレミアム付き地域商品券について《報告案件》
	サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について《報告案件》
	2015 中日三重お伊勢さんマラソンについて《報告案件》
	下水道受益者負担金について《報告案件》
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、建築住宅課長、建築住宅課副参事
	情報戦略局長、情報戦略局参事、情報調査室長、企画調整課長
	産業観光部長、産業観光部参事、商工労政課長、観光振興課長、 観光振興課副参事
	上下水道部長、上下水道部次長、料金課長、その他関係参与

☆協議経過並びに概要

浜口委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「空家等の対策その後の経過について」、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について」、「行財政改革指針取組項目の平成 26 年度実施結果について」順次説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

続いて報告案件の「プレミアム付き地域商品券について」、「サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について」、「2015 中日三重お伊勢さんマラソンについて」、「下水道受益者負担金について」の報告を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

また、案件についての協議終了後、伊勢志摩サミット開催に関する庁内体制についての報告を当局から受け、聞き置くこととして閉会した。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午後 1 時45分

◎浜口和久委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は協議案件として「空家等の対策その後の経過について」、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について」、「行財政改革指針取組項目の平成26年度実施結果について」以上の3件、及び報告案件といたしまして「プレミアム付き地域商品券について」、「サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について」、「2015中日三重お伊勢さんマラソンについて」、「下水道受益者負担金について」以上4件の合わせて7件でございます。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

議員間の自由討議については、申し出がございましたら随時行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【空家等の対策その後の経過について】

◎浜口和久委員長

それでは「空き家等の対策その後の経過について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

都市整備部長。

●中村都市整備部長

本日は大変御多忙のところ、産業建設委員会に引き続き産業建設委員協議会を開催いただき、まことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長から御案内のありましたとおり、「空き家等の対策その後の経過について」ほか2件の協議案件と、「プレミアム付地域商品券について」ほか3件の報告案件でございます。

詳細につきましては、各担当部署から御説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●富山建築住宅課副参事

それでは、空き家等の対策その後の経過につきまして御説明申し上げます。

協議会資料の1を御覧ください。まず、1の現状についてでございます。空き家等は、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況で、空き家等の対策は全国的な問題となり、対応が必要な状況となっております。伊勢市におきましても同様で、管理不全で危険な状態の空き家等については、適正な維持管理を促すように所有者と協議を行うなど、空き家対策を進めているところでございます。

次に、2のこれまでの経緯についてでございます。平成25年8月に空き家実態調査を自治会へ依頼し調査結果をまとめました。この調査結果をもとに庁内検討会におきまして対策、及び措置等についての対応を協議してまいりました。平成26年は倒壊の危険度が大きい空き家等への対応を行うとともに、条例案の検討を進めてまいりました。その後、11月18日開催の産業建設委員協議会におきまして、条例案を検討するよう予定しておりましたが、11月に法律が成立、公布される見通しとなったことから、再検討を行う旨の報告を行いました。なお法律は11月19日に成立し、同月27日に交付されています。平成27年は、2月26日に法律の一部が施行され、また空き家等に対する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が決定されています。法律が去る5月26日に完全施行され、また「特定空家等に対する措置」に関する適正な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）についても示されているところです。恐れ入りますが5ページを御覧ください。国土交通省が策定した法律の概要でございます。法律の主な内容について簡単に御説明をさせていただきます。

まず定義についてでございます。「空家等」につきましては、建築物だけでなく付属する工作物におきましても常に居住や使用がなされていないものは、その敷地も含め該当いたします。「特定空家等」につきましては、著しく保安上危険の恐れや衛生上有害となる恐れがあるなどの「空家等」が該当いたします。

次に施策の概要についてでございます。中ほどから下にかけて五つの施策が示されています。2の空家等についての情報収集につきましては、所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用等が可能となりました。次に4の特定空家等に対する措置につきましては、特定空家等に対して助言または指導、勧告、命令を行い、さらに行政代執行による強制執行についても可能となりました。最後に、5の財政上の措置及び税制上の措置等につきましては、空家等の対策に要する費用の補助、地方交付税制度等におきまして、国の財政上の措置が講じられることとなります。このほか、勧告が出された特定空家等に

つきましては、住宅用地に係る固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されることとなりました。以上が法律の概要でございます。

次に6ページを御覧ください。国土交通省が作成した基本指針についての概要でございます。ここでは空家等に関する施策の実施や進め方、及び空家等対策計画に関する基本的な考え方について記載されています。

次に7ページを御覧ください。特定空家等に対する措置に関するガイドラインの概要でございます。空家等に対しての対応や、特定空家等に対しての措置に係る手続きにつきまして、参考となる考え方が示されています。8ページを御覧ください。特定空家等を判断する際に参考となる基準が保安、衛生、景観及び生活環境の四つの観点それぞれにおきまして示されています。詳細につきましては後ほど御高覧いただきたいと思います。

恐れ入りますが2ページをお願いいたします。3の伊勢市の空家状況についてでございます。表2は伊勢市の空き家状況についてまとめたものでございます。調査や通報により確認している空き家は現在1,756件と把握しており、このうち倒壊の危険度大のものと緊急度大のもの150件のうち、10件については除却され更地にしていただいたところです。

次に下の空家等への対応フロー図を御覧ください。この図は現在行っています空き家等への対応をまとめたものでございます。

次に3ページを御覧ください。4の空家等の適正管理に関する条例制定についてでございます。法律の公布に伴い法律と条例案との比較を行いましたところ、法律には空家等の公表と緊急安全措置の規定がありませんでした。中ほどの表3、条例案と法律の比較表を御覧ください。これは、今回の条例案で規定しようとして検討してまいりました主な項目と、法律の規定を比較したものでございます。条例案の9項目の内容のうち、表の上から7項目までは法律に規定されていましたが、表下の米印1と2の欄の空家等の公表と、空家等の緊急安全措置についての規定は示されていませんでした。この2点について検討を行った結果を、表4の相違点の検討結果にまとめてございます。空家等の公表につきましては法律に記載がないこと、そして緊急安全措置につきましては民法の規定により対応が可能であると考えられます。これらのことから、今回予定していました空家等の適正管理に関する条例案につきましては、条例制定を行わないこととし、法律に基づいて空き家等の適正管理の促進にかかる指導、及び対策を進めてまいりたいと考えています。

4ページを御覧ください。5の今後の進め方についてでございます。初めに、下段の空家等対策の推進に関するフロー図を御覧ください。このフローは6ページの指針に示されております基本的な事項をもとに、今後進めていく空家等の対策フローでございます。空家等のデータを取りまとめ、空家等対策計画を策定し、この計画に基づき空き家対策を進めていきたいと考えているところでございます。上段のスケジュール案を御覧ください。これは下段の空家等対策フローをもとに、平成27年度から29年度までに行う主な項目をまとめたものでございます。1段目の空家等に関するデータベース等の整備でございます。自治会の調査により把握しております空家等につきましては整理を進めているところですが、今年度はさらにこれらの精度を高め、市内にある空家等の所在、状態の実態把握、並びにその所有者等の特定を行ってまいりたいと考えております。2段目の（仮称）空家等対策協議会についてでございます。今後、空家等対策計画の作成、及び実施に関する協議を行うための協議会や関連する組織の検討を行い、28年度には空家等対策協議会を設置し

たいと考えております。3段目の空家等対策計画策定でございます。この計画につきましては、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するためには基本指針が必要でありますことから、今年度中に準備を進め、28年度策定に向けての検討を進めてまいりたいと考えております。これにより、特定空家等への対応につきましては29年度になるのではと考えております。5段目の危険空家等の対応につきましては、これまで同様、その都度速やかに対応してまいりたいと考えております。

最後に今後の空家等の対策につきましては、危険空き家等への継続対応を含め関係各課と連携も行いながら、1日でも早く特定空家等への対応ができるように、一層努力し取り組んでまいりたいと考えております。以上、「空家等の対策その後の経過について」御説明申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明につきまして御発言はありませんか。

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後1時58分 休憩)

(午後2時06分 再開)

【伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について】

◎浜口和久委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について」、策定にあたっての基本的な考え方と、現時点での策定状況を御説明申し上げます。

資料2の1を御覧ください。1の背景につきましては、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することを目的とした、まち・ひと・しごと創生法が昨年11月に制定され、12月には日本の人口の現状分析と、2060年に人口1億人程度を確保するといった将来展望を提示した長期ビジョン、またこれを実現するための今後5カ年の政策目標や施策を示した総合戦略が閣議決定されました。こうした国の流れも踏まえ、昨年秋に設置をいたしました少子化対策本部を発展的に解消し、本年2月、伊勢市地方創生推進本部会議を設置し、本市におけるまち・ひと・しごと創生の取り組みを進めているところでございます。まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となって取り組む必要があることから、2の定義に記載のとおり本市におきましても国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、2060年の人口を展望した

伊勢市人口ビジョンと、これを踏まえた今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）を策定するものでございます。

3の策定体制ですが、（1）庁内体制といたしまして市長、副市長、教育長、各部長で構成する伊勢市地方創生推進本部と、後ほど御説明をいたします総合戦略の四つの基本目標と、それから人口ビジョン、これら五つになりますが、これらを所管する五つの部会、また各部会を横断的に調整するための調整会議や、フレキシブルに対応できるよう部会にワーキングチームを設置することとしております。また、（2）市民参加といたしまして、産業界や国等の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなど産官学言等の有識者15人で構成する有識者会議や、パブリックコメント、若者世代の意識調査を実施するなどして、広く意見や提案を伺ってまいりたいと考えております。2ページを御覧ください。上段はただいま御説明をいたしました策定体制のイメージ図でございます。4の策定スケジュールの予定でございますが、来年度予算への反映、また国の上乗せ交付金への対応を視野に入れ、10月30日を完成目途に作業を進めることとしております。時間が限られている中で、人口の将来展望に必要な結婚や出産、子育てなどの意識希望調査等を業務委託し、また人口ビジョンと総合戦略の策定を同時並行で進めるなどして作業を効率的に行ってまいります。市民参加の欄に記載のとおり6月から9月までの間、毎月有識者会議を開催することとし、人口ビジョンに係るデータを順次提供し、さまざまな御意見をいただきたいと考えております。御案内のとおり、第1回の有識者会議は去る6月4日に開催したところでございます。なお、この後御説明をいたします総合戦略については、現在骨子案となっておりますが、8月には協議会の開催をお願いし、数値目標等を加えた素案としてお示しし、その後パブリックコメントを経て10月には最終案として御提案申し上げたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは5の骨子案につきまして御説明申し上げますので3ページを御覧ください。1総合戦略の趣旨でございますが、内容につきましては1ページの先ほど御説明いたしました1背景や、2定義で御説明した内容と同じですので省略をさせていただきます。

次に4ページを御覧ください。2基本的な考え方につきましては、神宮御鎮座のまちとしての豊かな地域資源を活用し、観光と調和のとれた魅力ある暮らしやすい生活圏の構築に向け、実効性のある地方創生を目指すこと、また伊勢市人口ビジョンを基礎とすることとしております。そして、国の総合戦略に盛り込まれている、まち・ひと・しごと創生政策5原則、これは自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視、これらの五つでございますが、これらの趣旨を踏まえるとともに、第2次伊勢市総合計画の内容を基本としつつ、出生人口や転入人口の増加を目指した積極戦略、それから人口減少に対応するための調整戦略、これらのバランスに配慮し、次の三つの基本的視点から取り組むことといたします。一つは3大都市圏への人口流出に歯どめをかけるという視点でございます。また一つは、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を実現するという視点でございます。また一つは、人口減少、高齢化社会を見据えた都市を構築すると。これら三つの視点でございます。こうした考えのもと、3の基本目標としまして国の総合戦略を勘案し、四つの政策分野ごとに5年後の数値目標を設定し取り組むことといたします。なお、数値目標につきましては現在検討中ございまして、今後の人口ビジョンの内容等も勘案しながら、次回の協議会

ではお示したいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。基本目標1でございますが、安定した雇用を創出すること、基本目標2は伊勢への新しい人の流れをつくること、基本目標3は若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえること、基本目標4は暮らしやすい生活圏をつくることでございます。

5ページを御覧ください。4施策の基本的方向等につきましては、ただいま御説明申し上げた四つの基本目標ごとに、基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向、それと具体的な施策を上げております。なお、本日は骨子案ということで項目しか上げておりませんが、今後、施策の概要などの記述や具体的施策の進捗状況を検証するための数値目標を加え、次回の協議会では素案としての体裁を整えてお示しするよう考えておりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。また、各常任委員会の所管内容が混在しておりますことから、当課で便宜的に仕分けをさせていただきました。この産業建設委員協議会の所管と思われる項目につきましては、本日紫色で表示をさせていただいております。基本的方向、及び具体的施策は記載のとおりでございます。本日は個々の説明は恐れ入りますが省略させていただきたいと存じます。

6ページを御覧ください。5効果検証のしくみにつきましては、先ほど申し上げました地方創生推進本部や産官学金労言等、外部有識者による組織におきまして、今後、基本目標や具体的施策に設定をいたします数値目標の達成度合いなどをもとに、施策や事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略の見直しを行うなどPDCAサイクルを実行してまいります。なお、7ページは本市総合戦略骨子案を整理し図示したものでございます。

最後のページ、A3の三つ折りになっておりますが、こちらの資料につきましては、国及び地方自治体の総合戦略の関係と、地方に対する国の支援、これは情報支援、財政支援、人的支援でございますが、こういったものを示した図でございます。情報支援といたしましては地域経済分析システム、いわゆるビッグデータを活用した地域経済の見える化システムでございます。また財政支援といたしましては、さきの平成26年度一般会計補正予算第7号に計上いたしました地域住民生活等緊急支援のための交付金や、今年度の税制、地方財政措置、また来年度創設予定の新型交付金がございます。また人的支援といたしましては、地方創生コンシェルジュ制度などがございます。以上、雑駁ではございますが御説明とさせていただきます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明につきまして御発言はありますか。
辻委員。

○辻 孝記委員

1点だけ確認させていただきたいんですけども、今回骨子案が提示されました。あくまで骨子案ということで、今回、有識者の方々が含まれる本部が実際どういうふうな、骨子案だけでは物足りないということが起こるかもわかりませんが、その辺のところの対応というのはできるようになっておられるのでしょうか。

●辻企画調整課長

既に第1回の有識者会議は終えておりまして、その際にもそれぞれの団体からの視点でお話をいただきました。有識者会議というのは各界の方々がお集まりいただいておりますので、それぞれの分野における実態、課題等について情報提供をまずしていただくということと、それから専門的な見地から課題解決のための施策について提案をいただくということとでございます。1回目はそういうことで意見交換をしております、次回以降には、人口ビジョンのためのデータを提供させていただきながら、この予定表でいきますと8月の段階には、数値目標等も加えた形で御提示をさせていただきますが、何分進捗状況、人口ビジョンがありつつ、そこで課題等の分析をしながらの総合戦略の策定になってくるんですけれども、時間が限られている中で同時並行で進めていくということで、その都度出せるデータについて出しながら、御理解いただきやすいように会議は進行させていただきたいと考えております。

○辻 孝記委員

しっかりと取り組んでもらいたいと思います。有識者会議は大事だと思っておりますので、その御意見というのは重視されることが必要かと思っておりますのでよろしくお願ひします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【行財政改革指針取組項目の平成26年度実施結果について】

◎浜口和久委員長

次に「行財政改革指針取組項目の平成26年度実施結果について」を御協議願ひます。

当局からの説明をお願いいたします。

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、行財政改革指針に基づく取組項目の平成26年度の実施結果につきまして御報告をさせていただきますので、お手元の資料3をお願いいたします。表紙をお開きいただき、右ページ下のイメージ図を御覧ください。伊勢市行財政改革指針は平成26年度に策定をしたもので、最終的な目標であります市民の皆さんがこのまちに住んでよかった、このまちに住み続けたいと感じていただけるようなまちづくりを目指し、本市が持続可能な自治体であり続けるため、時代にふさわしい行財政運営を行うことを推進するものです。取組項目では下に書いてありますとおり四つの視点をつくっております、経営資源の有効活用、事業実施の最適化、成果重視の行政運営、活力ある組織風土の構築に基づき、各種の具体的な取組を行っているところでございます。お手元の資料には、平成26年度から29年度までの4年間に取組む29項目につきまして、26年度の実施結果をお示ししております。順に見ていただきますと、年次計画等のところにアンダーラインがあるところ

もございますけれども、それにつきましては、表記の変更も含め計画の変更等しているものでございますので、御理解いただきたいと思います。

資料末尾の委員会別の項目一覧を御覧ください。四つの視点で分けてみますと、経営資源の有効活用では6項目、事業実施の最適化では15項目、成果重視の行政運営では6項目、活力ある組織風土の構築では2項目の合わせて29項目となっております。産業建設委員会所管の取り組みにつきましては、印をつけさせていただきました12項目となっております。これらはおおむね計画のとおり取り組みができておりますけれども、10ページの利便性の高い上下水道料金システム等の導入、ここでは一部遅れが生じております。10ページを御覧ください。利便性の高い上下水道料金システム等の導入につきましては、平成26年度の年次計画でございます導入システムの選定、これに対しまして上下水道料金システムは導入システムが決定いたしました。下水道受益者負担金システムにつきましては、選定方法を調整中というふうな状態になっておりまして、一部遅れが生じておるというところでございます。

以上が行財政改革指針に基づく取り組み項目の平成26年度実施結果でございます。また、この実施計画につきましては、去る5月25日に開催されました外部委員6名で組織しております行政改革推進委員会に報告をさせていただきました。そちらの委員会では、平成26年度は改革指針に基づく初年度として取り組みを行ったわけですが、「実施結果の進捗度合いをはかることが難しいような項目も見受けられるので、目標値等を工夫されたい」、こういった御意見をいただきました。また「四つの視点に基づく取り組みを進めていけるように、目標や目的を意識しながら27年度以降も取り組んでいただきたい」、こういった御意見をいただいたところでございまして、各課と調整を図っていきたいと考えております。以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明につきまして御発言はありませんか。
宿委員。

○宿 典泰委員

行革の基本的なことを聞きたいんですけども、今回の26年度実施の中で新規事業、新規で行革に上げられておるといのは何項目あったんでしょうか。

●浦井情報調査室長

この29項目につきましては、第1期、第2期との継続のものもございまして、新規のものというものは、どれがというふうに御説明するのは難しくなっておりまして、また後ほど説明させていただいてよろしいでしょうか。

○宿 典泰委員

結果的にね、そういったことが非常に大事だと僕は思うんですね。行財政改革というのは、議会側からアウトソーシングを含めてどういった事業を今庁内でやるべき話やないやないかと、例えばアウトソーシングすることによって期間の短縮ができたり、もっと経費

の削減ができたりということがあるやないかというようなことを、議会側から指摘される話じゃなくて、庁内の中で、今皆さんがお仕事をしておる中で、こういったことはアウトソーシングできないのかとか、できるのかとか、そういった検討がなされて、その上での目標数値ということになってくると思うんですよ。そのあたりの考え方をもう一度整理してお答え願えますでしょうか。

●浦井情報調査室長

行革につきましては、第1次と第2次と取り組みを進めさせていただきました。その結果、第1次では御案内のとおり平成18年から21年までの4年間、第2次では22年度から25年の4年間で取り組みをさせていただきました。第3次につきましては、この段階では取り組みをせずに、新たな大綱を策定するのではなく、今後行財政改革を進めていく上での道しるべとして行財政改革指針を策定させていただきました。こういった取り組みをやってみようということにさせていただいております。ですので今回は、この行政がやっていく行財政改革の気持ちは道しるべという位置づけで、行財政改革の指針というふうに取り決めをさせていただきました。取り組んでいきたいと思っております。

○宿 典泰委員

今までにも行革の理念であったり、大事なところの指針というようなことは、もう協議を数回も重ねてやってきておると思うんです。もうそういうことに時間をかける話ではなくて、いかに今の事務量を減らす目線であったりとかということ、簡素効率というのは行政の1番大事なところなんです。簡素効率的にやるにはどうしたらいいかということは、皆さんのほうでお持ちのことやと思うんですね。私はそんなことが毎年きちんとやられていければ、サイクル的には全然問題ないんだろうなと思うんです。ただ残念ながら今回も、余り産業建設委員会の分だけ触れさせてもらってもいけませんけれど、例えばコミュニティバスの運行事業というのが上げられています。これは目標値としてコミュニティバスの利用者をふやそうとしていますけど、実際にこの事業が本当に今必要なのかどうか、議会側から空バスで乗せとることについて非常に批判を受けたりしとるわけですよ。それならいっそこれに変わる何か事業がないのかとか、沼木バスのような状況があるのかとか、そういうことが提案されてこないといかんわけですよ。ただ単に利用目標が上がるからいいという判断でやっていくとなると、費用がかさむだけでその効果というのはなかなか見えないと思うんですね。やはり基本に帰って簡素効率ということ、基本的な立場としてやっていただくということを念頭においてもらわないかんと思うんですね。そのあたりの考え方はどうなんでしょう。

●浦井情報調査室長

今御指摘いただいた点でございますけれども、表紙めくっていただいた下のほうに書いてありますとおり、経営資源の有効活用、事務事業実施の最適化、成果重視の行政運営、活力ある組織風土の構築というものを四つの視点に置こうというふうにしておりまして、この視点をもとに、それぞれの年度の事業を進めていけるよう取り組みを進めたいと思っております。

○宿 典泰委員

あまり長くなってもいかなので言いますけれども、先ほど、まち・ひと・しごとの話の創生事業がありましたよね。あれこそまさに皆さんがやる上で雇用の創出ということになると、民間とのコラボというのは非常に大事になってくるわけですよ。そういったところの視点だけ見ても、いっぱい案というのか、行革やるべき話というのも大変多く出てくると思うんですけれど、なんか見た感じ、きのうの教育民生委員会の説明を見ても、年間9万8,000円からの削減がありましたと気張っておってもいかなと思うんですよ。そうではない視点をこれからやるということが創生事業の根幹にかかわると思うんです。だからそのあたりのことも見ながら、見てもらいながらやっていただかないと、このあたりの行革の視点というのは外れてくると思うんです。それはここで議論するつもりはないですけど、非常に僕はこれを見とって残念ですよ。もっと職員一丸となって、そのあたりのことをやっていくという意味が感じられないというのか、各部署に来た人だけがその部署の苦勞をしとるというのか、それではやっぱり行革は進まないと思うんですね。そのあたりのことというのは責任者の人が総括的に答えていただけませんか。

●中川情報戦略局長

仰せの視点というのは非常に大事かなと思います。行革、細かい視点にとらわれて事業本来の目的を見失う、そういったことがないようにしていくことは非常に大事かなと思います。先ほどの総合戦略でもそうです。これにつきましても、進めていく上で民間の方の御意見、そういったことを伺いながら進めていきたいと考えておりますが、行革につきましても、そういった先ほどの簡素効率への対応、そういった視点を置きながら事業本来の姿を見ていきたいと考えております。

◎浜口和久委員長

他に御発言ありませんか。

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【プレミアム付き地域商品券について】

◎浜口和久委員長

続きまして、報告案件に入ります。

初めに「プレミアム付き地域商品券について」の御報告をお願いいたします。

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは、伊勢市プレミアム付き地域商品券について御報告申し上げます前に、申しわけございませんけれど資料の訂正をお願いいたします。資料3のスケジュールのところでございます。一番上の段に取扱店募集、6月3日水曜日からとございますのを、6月8日月曜日からに訂正をお願いいたします。申しわけございません。

改めまして本件につきましては去る3月定例会において予算審議を賜った後、実施主体である伊勢商工会議所との協議調整を重ねる中で、このほど事業の全体像がほぼまとまりましたので、本日御報告を申し上げるものでございます。それではお手元の資料4を御高覧いただきたいと思います。まずこの事業の目的につきましては、個人の消費を喚起することで市内商工業者の振興及び地域経済の活性化を図るため、プレミアム付き地域商品券の発行等を行う伊勢商工会議所に対して補助金を交付しようとするものでございます。

次に、この事業の概要でございますが、市民の皆様により市内の登録店で使用いただける1万2,000円分のお伊勢さんプレミアム付き商品券を1万円で販売することで、消費者の購買意欲を高め、地域における消費喚起に結びつけようとするもので、実施主体につきましては伊勢商工会議所、小俣町商工会が協力者となっております。販売いたします商品券は一冊16枚つづりで、大型店、中小規模店の区別なく使っていただける1,000円の共通券が8枚、大型店では使えない500円の中小規模店専用券が8枚となっております。お1人あたりの購入上限は5万円、すなわち5冊までといたします。商品券の販売につきましては往復はがきによる予約申込制とし、先着順で受け付けます。申し込み期間は本年6月29日月曜日から7月13日月曜日まで、ただし期間中でも申し込みが発行冊数に達し次第受付を終了いたします。またこの期間以外の消印があるものは無効といたします。販売期間は8月1日土曜日から8月31日月曜日まで、販売場所につきましては開始時の2日間のみ商店街内の特設会場、これ以降の平日は伊勢商工会議所、小俣町商工会のほか市内金融機関を中心に調整中と伺っております。

続いて商品券を御利用いただける店舗につきましては、市内で小売業、飲食業、サービス業等を営まれ地域振興に貢献いただいている事業者で、商品券利用可能店舗として登録された店舗といたします。また、購入いただいた商品券を利用いただける期間につきましては、8月1日土曜日から12月31日木曜日まででございます。次に事業規模といたしまして、商品券の発行額は6億円、発行冊数は5万冊でございます。

最後にスケジュールでございます。ここまでの説明と重複するものもございますけれども、6月8日月曜日から6月26日金曜日まで商品券を利用いただける店舗を募集し、6月29日月曜日から7月13日月曜日まで往復はがきによる予約申し込みを受け付け、予約いただけた方には8月1日土曜日から8月31日月曜日まで引き換え販売をいたします。購入いただいた商品券は12月31日限りで御利用いただけなくなりますので、御利用忘れのないよう御注意いただきたいと思います。

なお、本件につきましては市民の方々への周知を図るべく、本日の御報告と同内容の記事を広報いせ6月15日号に掲載をいたしております。また裏面に予算審議のときに御提供いたしましたものを御参考までに、プレミアム付き地域商品券フロー図をお示しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。報告は以上でございます。よろしくお含み置きくださいますよう、お願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件でございます。

その中で、特に御発言がありましたらお願いをいたします。

御発言ありませんか。

○辻 孝記委員

広報を見させていただきました。そして昨日は商工会議所のチラシが入っておりまして、商店等の募集等がおこなわれております。商品券の取り扱いができる商店の申し込みが今やっとなるかという気はいたしましたけれども、そういった部分では市民の側から見たときの使い勝手のいいもの、そして使いやすい形のものをつくっていただきたいということが一つあります。その中で、申し込みの段階で往復はがきを使わなければいけないということがございますので、往復はがきの書き方だとか、その辺が詳しく書いておられませんでした。今後どのような形になるのか教えてください。

●筒井商工労政課長

往復はがきの予約申し込みの書き方ということでございますけれども、実は7月1日号の広報いせでお知らせすることといたしておりますし、それからまた、商工会議所のホームページでもお知らせいただくことを聞いております。

○辻 孝記委員

それとですね、使いやすさを考えると、なるべく早く取扱店をお示しすることが必要だというふうに思います。このチラシを見ますと、15日までに登録をされた方については最初の広告に名前を入れるというふうな形になっております。その後の方々に対しては随時になるのかもわかりませんが、市民から見るとホームページも大事ですけれども、すぐにチラシとか、そういった形で目につくものが1番大事だというふうに思っておりますので、その辺の取り扱いというのは今後どのように考えておるのかお聞きしたいと思います。

●筒井商工労政課長

仰せのとおり6月29日の新聞折り込みでチラシを入れられると伺っておりますけれども、そのチラシについては印刷の締め切りがございますので、6月15日までに登録をいただいたお店ということになるみたいですが、それ以降につきましては随時、商工会議所のホームページで更新をされていくということですし、その登録いただいたお店につきましては、のぼりとステッカー、こういったものでプレミアム商品券の取扱店だという表示をさせていただくことといたしております。

○辻 孝記委員

せっかく国のほうからも言われてやっている事業でございますので、しっかり市民の方々が購入しやすく、喜んでいただける内容にしてもらいたいと思いますので、その点商工会議所等としっかりと組んでいただいております。

◎浜口和久委員長

他に御発言ありませんか。

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について】

◎浜口和久委員長

次に「サンサポートスクエア伊勢への企業の進出について」の報告をお願いいたします。当局の説明をお願いいたします。商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは「サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について」、かねて立地交渉を進めてまいりました企業様から、本年5月12日付でサン・サポート・スクエア伊勢の事業用地譲渡の申し出がございましたので、立地の概要につきましてお手元の資料5に基づき御報告を申し上げます。資料の1ページを御高覧いただきたいと存じます。

まず(1)の進出企業の概要等でございますが、進出いただく企業は伊勢市二見町庄1064番地でございます株式会社永南様、代表取締役社長南千春氏でございます。昭和42年9月5日の設立で、資本金は1,000万円。株式につきましては非上場でございます。売上高につきましては最新の決算期の数字で5億9,453万2,000円でございます。従業員数は平成27年5月現在で35名でございます。事業内容につきましては、弱電関係の高圧制御盤、及び配電盤等の製罐板金加工をされております。

続きまして(2)の進出計画の概要でございますが、今回の進出計画は受注の増により現工場が手狭になってきたことや、工場周辺が住宅化してきたこと等による環境変化に対応するために拡大移転されるものでございます。進出場所につきましては、サン・サポート・スクエア伊勢のB4の1区画で、面積は4,959.87平方メートル、資料2ページのサン・サポート・スクエア伊勢進出予定位置図の左上、網掛の部分でございます。

次に、事業計画のうち建設計画につきましては、資料3ページの計画平面図にありますとおり工場の建築面積が1,980平方メートル、事務所は130平方メートル、あわせて2,110平方メートルで計画されており、1ページにお戻りいただきまして、平成28年8月に建設に着手し、平成29年9月に操業開始の予定と伺っております。

次に、投資計画でございますが、土地につきましては7,241万4,000円、家屋、償却資産につきましては概算でございますけれども、家屋につきましては1億6,000万円、償却資産につきましては5,000万円、合計2億8,241万4,000円の計画であると伺っております。

次に、生産計画でございますが、新規受注の増により5年間で売上高は30%増を目標とするものであると伺っております。

次に新工場の従業者数につきましては40名で、うち5名が新規雇用であると伺っております。同社のサンサポートスクエア伊勢への進出は、高速道路のインターチェンジからほど近く輸送の便が良いこと、付近に民家がなく工場の作業音に関する心配がないこと、また高台にあり津波の心配がないことから工場進出の最適地であると判断され、最終的に立地決定に至ったと伺っております。

今後の予定といたしましては、来る6月17日に企業立地協定書の調印を予定しているところでございます。以上、「サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について」御

報告を申し上げました。何とぞよろしくお含み置きくださいますよう、お願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件につきましても報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

宿委員。

○宿 典泰委員

ただいまサンサポートの進出が決まったということで、大変喜ばしい報告だと思います。あと一枠ということですから、それに向けて頑張っていたきたいなということを感じるわけなんです。以前にも企業の方々がサンサポートへ進出する一つの条件の中には、要望的に出ておるのは伊勢二見鳥羽ラインの無料化の話だと思うんですね。そのことについても毎回、県の管理下ですから、なかなか伊勢市がうんと言うわけにはいかないにしても、そのことについては伊勢市からそういうアプローチをして、南勢志摩圏域の第二伊勢道路もできて、そこも全部有料化になってしまうので早く無料化をして、できるだけあそこへ車が、またトラックが通れるようにしてもらおうということをお願いしておいたわけなんです。今回知事選挙があって、鈴木英敬知事が自分の選挙公約の中で無料化の前倒しというようなことを私も見せていただいて、これはもう随分進んでいくんだろうなというようなことも思います。そのあたりのことというのは、非常に企業を進出したところもすごく気にしておるようでありますので、そのあたりのことはもう御存じだと思いますけれど、これからのアプローチも随分かかわってくると思います。知事からそういう無料の前倒しをするということが選挙公約で出ておりましたから、そのあたりのアプローチについて熱心にやっていただけると思うんですけれど、経過報告もあればお願いをしたいと思うんですけれど。

●中村都市整備部長

今御指摘のあった知事の政策集というので、伊勢二見鳥羽ラインの無料化の前倒しということでありました。インター開放も合わせて、そういうようなことが政策集に載っていることは承知しております。これまでは各市が、鳥羽市、あるいは志摩市、あるいは伊勢市が単独で知事要望というのはやっておりました。ですが今回この政策集を受けて、現在3市で連名で要望を上げようと、この政策集を前向きにとらえていただけるということでもありますので、さらに3市でもって現在調整をしているところでございます。近々に要望にもまいりたいという計画もしておりますので、今の動きはありませんが、事務サイドで現在調整をしているところでございます。

○宿 典泰委員

少し御答弁いただいたんですけれど、追加しておく南伊勢町も非常に熱心に無料化の話をしておりましたのでよろしくお願ひしたいと思うのと、それと議会側でも南勢圏域の議長さんらが鈴木知事のところへ無料化の推進についてお願ひをしたことでもありますので、

そういったことは少し思っておいていただいて、南勢地域はなんせ伊勢二見鳥羽ラインの無償化で第二伊勢道路も無料になるということが継続的にあるのではという視点で要望を上げておりますので、そのあたりもチェックしていただきながらお願いをしたいと思います。

●中村都市整備部長

実は南伊勢町をというようなことをお伺いしたんですが、実はこれまでは我々、南伊勢町もそういうなかの情報共有はしておりました。ただ、今現在調整しておりますのは、前倒しになりますと当然ながら負担がかかります、地元負担がかかる前提でありますので、南伊勢町にまで御負担がかかると申しわけないということで、現在のところは3市でもって調整をしているところでございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【2015中日三重お伊勢さんマラソンについて】

◎浜口和久委員長

次に「2015中日三重お伊勢さんマラソンについて」の御報告をお願いいたします。
観光振興課副参事。

●松葉観光振興課副参事

それでは、2015中日三重お伊勢さんマラソンにつきまして御説明をさせていただきます。資料6の1を御高覧ください。まず、1のこれまでの経緯についてでございますが、昭和57年に5キロと10キロの2種目によるお伊勢さん健康マラソンとしてスタートいたしました本大会は、平成19年にウォークの部、平成20年にハーフマラソンの部の新設を経て、平成24年には県内最大規模の公認大会である中日三重お伊勢さんマラソンとして生まれ変わり、毎年全国から1万人以上の参加者をお迎えして開催させていただいております。

次に2の開催日についてでございます。平成27年12月5日土曜日にウォークの部、翌日12月6日日曜日にランニングの部を実施させていただきます。

次に3の課題についてでございます。本大会は三重交通グループスポーツの杜伊勢陸上競技場をメイン会場として、宮川大橋を折り返す伊勢ハーフマラソンコースを使用して実施しておりましたが、三重県における全国高等学校総合体育大会、及び国民体育大会の開催内定に伴いまして、今年度から平成29年度までの3年間をかけて、三重交通グループスポーツの杜伊勢陸上競技場の改修工事が行われることから、メイン会場並びにコースの変更が必要となってまいりました。

次に4の会場及びコースの変更についての考え方についてでございます。市内におきまして1万人以上を収容可能な施設、また駐車場の確保、市民生活への影響、安全な大会運営等さまざまな観点から検討いたしまして、関係機関とも調整をさせていただきました結果、三重県営サンアリーナをメイン会場とし、伊勢二見鳥羽ライン、おはらい町、野口み

ずき金メダルロードを走るハーフマラソンコースを新設したいと思います。

次に5のその他の変更点につきまして御説明いたします。まず種目及び定員についてでございますが、ランニングの部における10キロにつきましては、有料道路がコースの大部分を占め、大会の趣旨に適したコース設定が困難であること、また種目数が減ることによってコース上における異種目ランナー同士の交錯を防ぎ、より安全な大会運営に配慮することができることから、高校男子の中で日本陸連登録選手を対象とした公認の部のみを実施させていただくという苦渋の選択をさせていただきました。その代替措置といたしまして、例年1番人気があって誘客にもつながりますハーフマラソンの定員を、昨年度より2,700名増の5,500名にさせていただきます。

次に制限時間につきまして、今まで10キロランに出場してみえた方々がハーフマラソンにチャレンジしていただきやすいよう、制限時間を5分延長し2時間40分にさせていただいています。なおコース図につきましては、資料6の2にハーフマラソン、資料6の3に5キロを記載させていただきましたので後ほど御高覧ください。

最後に参加費についてでございますが、コース変更に伴いまして有料道路の使用料、また会場使用料、新規看板の作成費等、運営経費の大幅な増額が見込まれるため、ハーフマラソンの参加費を500円増の4,500円にさせていただきたいと思っております。以上をもちまして、「2015中日三重お伊勢さんマラソンについて」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎浜口和久委員長

本件につきましても報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いをいたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【下水道受益者負担金について】

◎浜口和久委員長

次に「下水道受益者負担金について」の報告をお願いいたします。

料金課長。

●酒井料金課長

それでは、下水道受益者負担金につきまして御報告いたします。資料7の1を御高覧願います。まず項目1のこれまでの経緯につきまして御説明いたします。下水道受益者負担金につきましては合併調整により、合併後、原則として10年間は現行のとおりとするとされておりました。しかし、合併10年以後につきましては定められていないため、負担金の賦

課方法を決定する必要がございました。このことから、昨年11月18日に開催されました産業建設委員協議会におきまして、下水道受益者負担金のあり方につきましての考え方をお示しし御協議をいただきました。それを受けて12月19日に下水道事業審議会へ諮問を行いました。その後、下水道事業審議会から平成27年2月2日付で原案どおり妥当であると認めていただき、附帯意見もなしとの答申をいただきました。なお、資料7の2に答申の写しを添付しておりますので御高覧賜りたいと存じます。下水道事業審議会から答申をいただいた後、平成27年2月17日から同月20日までの期間におきまして、各地域審議会に意見聴取を行いました。御意見がなかったことから、資料7の1の項目2に示す内容で決定をいたしましたので、本日の産業建設委員協議会に御報告させていただくこととなった次第でございます。

次に、決定いたしました合併10年後の下水道受益者負担金につきまして御説明いたします。恐れ入りますがもう一度資料7の1を御高覧願います。項目2の合併10年以後の下水道受益者負担金についての(1)から(3)の項目がこのたび決定した内容でございます。

まず(1)ですが、合併後10年まで、正式には平成27年10月31日までに事業着手された区域は、従来どおりの受益者負担金といたします。恐れ入りますが本日の資料7の3、A3のカラーコピーを御覧ください。これは流域関連伊勢市公共下水道事業計画図でございますが、赤で着色した区域、すなわち第1期から第4期事業計画区域が該当いたします。なお、従来どおりの受益者負担金の賦課方式につきましては、最後のページに参考資料として、平成26年11月18日に開催されました産業建設委員協議会資料を添付させていただきましたので、御高覧賜りたいと存じます。

資料7の1にお戻りいただきたいと存じます。次に、項目2の(2)につきまして、合併10年以後の新たに事業区域となる区域は、新市の受益者負担金として統一いたします。恐れ入りますが資料7の3を御高覧願います。この事業計画図の黄色の区域が該当いたします。この区域は全体計画の残りの区域、すなわち第5期事業以降の区域でございます。なお、統一する受益者負担金につきましては、昨年11月18日の産業建設委員協議会で申し上げましたとおり、新たな事業計画を定めます時に決定をしていく所存でございます。

恐れ入りますが、資料7の1にお戻り願います。最後に、項目2の(3)でございますが、公共汚水ます設置の取り扱いにつきましても、受益者負担金と同様の取り扱いとさせていただく所存でございます。以上、下水道受益者負担金につきまして御報告いたしました。よろしくお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件につきましても報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日、御協議願います案件は終わりましたが皆様方御承知のとおり、先日伊勢志摩サミットの開催が決定をいたしました。この件に関しまして、当局から報告の申し出がありますので許可することといたします。

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

お疲れのところ、貴重なお時間をいただき恐縮ではございますが、伊勢志摩サミット開催に関する庁内体制につきまして御報告をさせていただきます。2016年に日本で開催される主要国首脳会議の開催地につきましては、6月5日に安倍首相から三重県志摩市で開催する、名称は伊勢志摩サミットとするとの発表がございました。伊勢志摩でサミットが開催されますことは本市、及び伊勢志摩地域にとって観光を初めとする地域経済の活性化や国際観光都市の推進、また子供たちが世界に目を向ける絶好の機会ととらえ、本市といたしましても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、その受け入れ体制につきまして、三重県では三重伊勢志摩サミット推進局を設置し、その準備を進めていくこととしております。

本市におきましては当初、市としての対応窓口を商工労政課といたしておりましたが、全庁的に対応することが重要であることから、情報戦略局企画調整課を総合的な窓口として位置づけ、県や志摩市など関係機関と連携を図りながら、開催に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上、伊勢志摩サミット開催に関する庁内体制について御報告を申し上げます。よろしく願いをいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの報告に対しまして、特に御発言がありましたらお願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

それでは御発言もないようでありますので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後2時58分